

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
新旧対照表

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第二章 許可の申請及び届出（第三条―第十条）</p> <p>第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（第十一条―第二十条の三）</p> <p>第四章 登録認証機関等（第二十一条―第二十九条）</p> <p>（放射性同位元素）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（<u>第二十条の三</u>第一号を除き、以下「法」という。）<u>第二条</u>第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに文部科学大臣が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（運搬に関する確認を要する場合）</p> <p>第十六条 法第十八条第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として文部科学省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、</p>	<p>目次</p> <p>第二章 許可の申請及び届出（第三条―第十条）</p> <p>第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（第十一条―第二十条）</p> <p>第四章 登録認証機関等（第二十一条―第二十九条）</p> <p>（放射性同位元素）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条</u>第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに文部科学大臣が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（運搬に関する確認を要する場合）</p> <p>第十六条 法第十八条第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物として文部科学省令（鉄道、軌</p>

自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあつては、国土交通省令）で定めるものを運搬する場合とする。

（廃棄に関する確認を要する場合）

第十九条 法第十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、放射性同位元素又は放射性汚染物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合及び法第三十条の二第一項第二号に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

（廃棄物埋設地等の譲受けの許可の申請）

第二十条 法第二十六条の四第一項の許可を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一～五 （略）

六 埋設を行う放射性同位元素又は放射性汚染物の性状及び量

七 （略）

（許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等）

第二十条の二 法第二十八条第七項の規定による法第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十七条第三項、第二十九条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十二条から第三十三条の二まで、第四十二条、第四十三条の二並びに別表第六から別表第八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。

一 許可取消使用者等であつて従前の許可届出使用者に係るもの

道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあつては、国土交通省令）で定めるものを運搬する場合とする。

（廃棄に関する確認を要する場合）

第十九条 法第十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合及び法第三十条の二第一項第二号に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

（廃棄物埋設地等の譲受けの許可の申請）

第二十条 法第二十六条の四第一項の許可を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一～五 （略）

六 埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の性状及び量

七 （略）

（新設）

許可届出使用者

二 許可取消使用者等であつて従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの 表示付認証機器届出使用者（法第二十四条、第三十二条及び第三十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合にあつては、表示付認証機器使用者）

三 許可取消使用者等であつて従前の届出版売業者に係るもの
届出版売業者

四 許可取消使用者等であつて従前の届出貨貸業者に係るもの
届出貨貸業者

五 許可取消使用者等であつて従前の許可廃棄業者に係るもの
許可廃棄業者

（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う
法令）

第二十條の三 法第三十三條の二第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

六 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）

七 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）

八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十

（新設）

八号)

九 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)

十 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)

十一 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

十二 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

十三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

十四 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

(登録認証機関等の登録の更新)

第二十一条 法第四十一条の二第二項(法第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(登録濃度確認機関の登録等に関する読替え)

第二十六条の二 法第四十一条の二十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十五
第四十一条第二項、	第十二条の二第	第三十三条の二第一

(登録認証機関等の登録の更新)

第二十一条 法第四十一条の二第二項(法第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(新設)

第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	一 項	項
-------------------------------	--------	---

(登録試験機関の登録等に関する読替え)
 第二十七条 法第四十一条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十七
(略)	(略)	(略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二十八並びに第四十一条の三十において準用する第四十条及び第四十一条第二項

(登録資格講習機関の登録等に関する読替え)
 第二十八条 法第四十一条の三十四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(登録試験機関の登録等に関する読替え)
 第二十七条 法第四十一条の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十五
(略)	(略)	(略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二十六並びに第四十一条の二十八において準用する第四十条及び第四十一条第二項

(登録資格講習機関の登録等に関する読替え)
 第二十八条 法第四十一条の三十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第四十条	(略)	読み替える法の規定
読み替えられる 字句	前条	(略)	読み替えられる 字句
読み替える字句	第四十一条の三十一	(略)	第四十一条の三十二並びに第四十一条の三十四において準用する第四十条及び第四十一条第二項

(登録定期講習機関の登録等に関する読替え)
第二十九条 法第四十一条の四十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第四十条	(略)	読み替える法の規定
読み替えられる 字句	前条	(略)	読み替えられる 字句
読み替える字句	第四十一条の三十五	(略)	第四十一条の三十六並びに第四十一条の四十四において準用する第四

読み替える法の規定	第四十条	(略)	読み替える法の規定
読み替えられる 字句	前条	(略)	読み替えられる 字句
読み替える字句	第四十一条の二十九	(略)	第四十一条の三十並びに第四十一条の三十二において準用する第四十条及び第四十一条第二項

(登録定期講習機関の登録等に関する読替え)
第二十九条 法第四十一条の三十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第四十条	(略)	読み替える法の規定
読み替えられる 字句	前条	(略)	読み替えられる 字句
読み替える字句	第四十一条の三十三	(略)	第四十一条の三十四並びに第四十一条の三十八において準用する第

	(略)				
第四十一条の十二第二号	第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条	第四十一条の三十九又は第四十一条の四十において準用する第四十一条の四、第四十一条の七第一項若しくは次条	第十条及び第四十一条第二項		
第四十一条の十二第三号	第四十一条の五第一項	第四十一条の三十八第一項			
第四十一条の十二第四号	認可を受けた設計認証業務規程	届け出た定期講習業務規程			
	第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条	第四十一条の四十において準用する第四十一条の十又は前条			

(手数料)
第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	(略)				
第四十一条の十二第二号	第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条	第四十一条の三十七又は第四十一条の三十八において準用する第四十一条の四、第四十一条の七第一項若しくは次条	四十条及び第四十一条第二項		
第四十一条の十二第三号	第四十一条の五第一項	第四十一条の三十六第一項			
第四十一条の十二第四号	認可を受けた設計認証業務規程	届け出た定期講習業務規程			
	第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条	第四十一条の三十八において準用する第四十一条の十又は前条			

(手数料)
第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
<p>一〇七 (略)</p> <p>八 法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者</p> <p>イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器(以下「承認容器」という。)以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 承認容器の使用により一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者</p> <p>九 (略)</p> <p>十 法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする者</p>	<p>(略)</p> <p>四十六万六千円(電子申請等による場合にあつては、四十六万四千九百円)</p> <p>(略)</p> <p>三万三千百円</p> <p>(略)</p> <p>五十一万五千九百円(法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする物の重量が二十トンを超える場合にあつては、五十一万五千九百円に二十トン又は二十トンに満たない端数を増すごとに五万七千円を加えた額)</p>

手数料を納付すべき者	金額
<p>一〇七 (略)</p> <p>八 法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者</p> <p>イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器(以下「承認容器」という。)以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 承認容器の使用により一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者</p> <p>九 (新設) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>四十六万六千円(電子申請等による場合にあつては、四十六万四千九百円)</p> <p>(略)</p> <p>三万三千百円</p> <p>(略)</p>

<p>十一 法第三十三條の二第二項の認可を受けようとする者</p>	<p>百四十三万百円（電子申請等による場合にあつては、百四十二万八千八百円）</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>十、十七 (略)</p> <p>(略)</p>

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（危険物質等）</p> <p>第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）<u>第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物</u>（同法第三十二條に規定する許可届出使用者等（同法第二十八條第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）</p> <p>八～十一 （略）</p>	<p>（危険物質等）</p> <p>第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）<u>第二条第二項に規定する放射性同位元素及びこれによつて汚染された物</u>（同法第三十二條に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）</p> <p>八～十一 （略）</p>